

福祉サービス第三者評価受審支援事業補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福祉サービス提供事業者（以下「事業者」という。）が東京都福祉サービス第三者評価の指針（以下「指針」という。）に基づく第三者評価受審を行った場合に、受審費用の一部について予算の範囲内で補助することにより、早期に事業の普及、定着を図り、もって利用者本位の福祉の実現を図ることを目的とする。

(補助対象サービス)

第2条 補助対象となるサービスは、指針に基づき受審するサービスのうち、都が支援事業により補助金を交付しない次のサービスとする。

(1) 高齢（在宅系）

訪問介護、居宅介護支援、通所介護（地域密着型を含む）、短期入所生活介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、訪問看護

(2) 高齢（施設系）

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ケアハウス、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、都市型軽費老人ホーム

(3) 高齢（地域密着型）

ア 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護

イ 認知症高齢者グループホーム（介護予防を含む。)

(4) 子ども

小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、認可外保育施設（ベビーホテル等）

(補助対象事業者)

第3条 補助対象となる事業者は、前条のサービスを行う社会福祉施設等を、足立区内において設置・運営する事業者とする。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の対象となる経費は、別表第1に定める。

(補助金の交付額)

第5条 この補助金の交付額は、別表第1に定める額とする。

(補助金の交付申請及び交付決定等)

第6条 事業者は、この補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添付して、区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の補助金交付申請があった場合は、これを審査し、相当と認めるときは、第9条に定める条件を付して別表第2の優先基準に基づいて、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、事業者に通知する。

(補助金の変更交付申請及び変更交付決定等)

第7条 事業者は、補助金の交付決定後の事情変更により申請の内容を変更する場合は、補助金変更交付申請書に必要な書類を添付して区長に提出する。

2 区長は、前項の補助金変更交付申請があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の変更交付決定をするとともに、その結果を事業者に通知する。

(補助金の請求)

第8条 事業者は、次条第3号に定める補助金額の確定後、区が別に定める期限までに、別記様式第2号により補助金を請求するものとする。

(補助金の交付条件)

第9条 この補助金は、次の条件を付して交付するものとする。

(1) 実施状況報告

区長は補助事業の実施状況について、必要があると認めるときは、事業者に報告を求めることができる。

(2) 実績報告書

事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、その実績について、別記様式第3号により、別に定める時期までに、区長に報告するものとする。

(3) 補助金の額の確定

区長は、事業者から前号の規定による事業実績報告書の提出があったときは、これを審査し、適正と認めた場合は交付すべき補助金額を確定するとともに事業者に通知する。

(4) 是正のための措置

区長は、第1号の規定による実施状況報告及び第2号の規定による実績報告の審査の結果、この要綱に定める補助条件に適合しないと認められる場合は、事業者に、これを適合させるための措置をとるべきことを命じるものとする。

(5) 交付決定の取消し

区長は、事業者が次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとし、第3号の規定により交付すべき補助金額を確定した後においても適用する。

ア 偽りその他の不正手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(6) 補助金の返還

区長は、事業者が次のいずれかに該当した場合は、期限を定めて当該部分に係る補助金の返還を命じるものとする。

ア 交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。

イ 補助金が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき。

(関係書類の保管)

第10条 事業者は、この補助金の交付に係る予算と決算の関係を明らかにした書類を、当該会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(規則の適用)

第11条 この要綱に定めのない事項については、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）を適用する。

付 則（30足福介発第3960号平成30年12月27日区長決定）
（施行期日）

1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に30足福介発第3950号平成30年12月27日区長決定により廃止した福祉サービス第三者評価受審支援事業補助要綱の規定により区長が行った決定その他の行為又は同要綱の規定により区長に対してなされた申請その他の行為で施行日以降に処理されることとなるものは、それぞれこの要綱の相当規定により区長が行った決定その他の行為又はその他の区長に対してなされた申請その他行為とみなす。

付 則（31足福介発第1122号令和元年6月20日区長決定）
この要綱は、令和元年6月20日から施行する。

別表第1（第4条及び第5条関係）

サービスの種類	1 補助基準額	2 補助額	3 補助対象経費
第2条第1号及び第3号アに定めるサービス	30万円	1 サービスごとに、1の補助基準額と3の補助対象経費とを比較して、少ない方の額に、千円未満の端数を切り捨てて得られた額	評価機関との契約額
第2条第2号に定めるサービス	60万円	1 サービスごとに、1の補助基準額と3の補助対象経費の4分の3とを比較して、少ない方の額に、千円未満の端数を切り捨てて得られた額	
第2条第3号イに定めるサービス	60万円	1 サービスごとに、1の補助基準額と3の補助対象経費を比較して、少ない方の額に、千円未満の端数を切り捨てて得られた額	
第2条第4号に定めるサービス	60万円	1 サービスごとに、1の補助基準額と3の補助対象経費を比較して、少ない方の額に、千円未満の端数を切り捨てて得られた額。ただし、補助年度に公定価格の第三者評価受審加算を受けている場合は、補助対象経費から15万円を差し引いた額とし、上限額は45万円とする。	

別表第2（第6条関係）

補助金交付申請のうち、第2条第1号及び第2号に定める補助対象サービス事業所の申請については、下記の優先順位で交付を決定する。

優先基準	
第1優先	訪問介護事業所
第2優先	過去に一度も評価を受けていない事業所
第3優先	前年度に評価を受けていない事業所
第4優先	過去に評価を受けた回数が少ない事業所
第5優先	在宅系サービス事業所

上記の条件によっても、同一順位の場合は、先着順による。